

山口県体育協会加盟団体 代表者 様

公益財団法人山口県体育協会
会 長 村 岡 嗣 政

新型コロナウイルス感染症への対応について〔3月26日更新〕（通知）
（4月からの競技活動の再開）

平素より当協会のスポーツ推進事業に対し、格別の御理解と御協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染防止対策について、令和2年(2020年)3月23日付け事務連絡において、「競技団体において実施する小学生、中学生、高校生を参集する日常の活動及び大会・練習試合を含むすべての活動について、春休みが終わるまでの間、中止、延期の対応」を要請したところです。

そして、昨日(3月25日)、県教育委員会から別添のとおり通知がありましたので、当協会としては趣旨を鑑み、下記のと通りの対応をお願いいたします。

おって、今後、文部科学省や県教育委員会等から新たな方針が示された場合は、改めて対応について御連絡いたします。今後とも御理解・御協力の程よろしくをお願いいたします。

記

◇ 競技活動の再開について

競技団体において実施する小学生、中学生、高校生を参集する日常の活動について、次の点に留意して、4月1日(水)から実施可能とする。

※ 大会の開催、遠征試合、県外チーム等の招へい、県内外チームとの練習試合等は、当面の間、中止、延期の対応をお願いします

- ・ 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることは徹底的に回避するように取り組むこと
- ・ 活動場所のこまめな換気を実施すること
- ・ 密集した状態での長時間の練習はさけること
- ・ 近距離での会話や発声等を行う際には、マスクの使用などの咳エチケットを励行すること
- ・ 競技活動について、競技者の健康・安全の確保のため、競技者に任せるのではなく、指導者が競技活動の実施状況を把握すること
- ・ 当面は、日常の活動場所においての活動とすること（遠征試合等は延期又は中止）
- ・ 競技者に発熱等の風邪の症状が見られるときは、競技活動に参加させないこと

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県政資料館2階
(公財)山口県体育協会
TEL : 083-933-4697 FAX : 083-933-4699

令和 2 年(2020 年)3 月 2 5 日

各県立学校長 様

教 育 長

令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における
教育活動の再開等について (通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省から通知がありました。これに基づき、新学期から全ての県立学校において、教育活動を再開することとしました。

ついては、文部科学省からの通知及び下記の内容を踏まえ、再開に向けて適切に対応するようお願いします。

なお、今後の状況によっては、別途通知を行う場合があることを申し添えます。

記

1 感染症対策について (※詳細については後日通知)

- 学校再開に当たっては、3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なることを徹底的に回避するように取り組むことが重要であること。
- 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(別添1)に基づき、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備等、感染症対策を実施すること。

2 入学式及び始業式等について

- 令和 2 年 2 月 2 6 日付け事務連絡「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和 2 年 2 月 2 5 日時点)」に基づき実施すること。
- 特に、発熱等の風邪の症状が見られる児童生徒や保護者等に対しては、式への参加をしないよう徹底すること。

3 部活動(運動部・文化部)の活動再開について

- 部活動については、次の点に留意して、4 月 1 日(水)から実施可能とすること。
 - ・ 活動場所のこまめな換気を実施すること。
 - ・ 密集した状態での長時間の練習は避けること。

- ・ 近距離での会話や発声等を行う際には、マスクの使用などの咳エチケットを励行すること。
 - ・ 当面は、日常の活動場所における活動とすること(遠征試合等は延期又は中止)。
 - ・ 部室等の利用に当たっては、「短時間の利用」や「交代での利用」などに努めること。
 - ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動に参加させないこと。
 - ・ 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員が部活動の実施状況を把握すること。
- これらの留意点について、学校内での共通理解の下、生徒とその保護者にも説明し、了解を得た上で部活動を実施すること。

4 修学旅行等について

- 修学旅行は、原則として、当面の間、延期すること。
- 宿泊を伴う学校行事については、原則として、当面の間、延期又は中止とすること。
ただし、受け入れ先となる社会教育施設等と協議した上で、新型コロナウイルス感染症対策が徹底できると判断される場合は、実施可とすること。

5 その他

- 学校再開に係る質問等については、学校安全・体育課こども元気づくり班を窓口とすること。

【連絡先】 電話：083-933-4685 電子メール：a50500@pref.yamaguchi.lg.jp

学校安全・体育課 教 職 員 課 高 校 教 育 課 特別支援教育推進室
